

災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定されました

(公社)日本獣医師会は、令和8年2月17日付け内閣府告示第6号により、災害対策基本法第2条第5号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関に指定された。

同年3月11日、内閣府防災担当大臣室において、藏内会長にあかま二郎内閣府特命担当大臣（防災）から指定通知書が交付された。



図1 あかま二郎大臣から指定通知書を受け取る藏内会長



図2 あかま二郎大臣に本会の取組等を説明する藏内会長

指定公共機関とは、災害対策基本法第2条第5号（本稿末の〔参考〕を参照。）に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定する機関である。

内閣の重要政策に関する会議の一つとして中央防災会議があり、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成され、防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議等を行っているが、現行の防災基本計画（令和7年7月版）においては、獣医師会の役割が次のように記載されている。

「市町村は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。」
「市町村（都道府県）は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。」

これらのことから、災害の発生時、被災動物への対応について獣医師会が中核的な役割を果たすことに鑑み、このたび本会が指定公共機関に指定されることとなった。

指定にあたっては、令和8年1月21日付けで内閣府から、「貴法人は、発災時、被災した飼養動物の保護収容、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、被災都道府県等の関係行政機

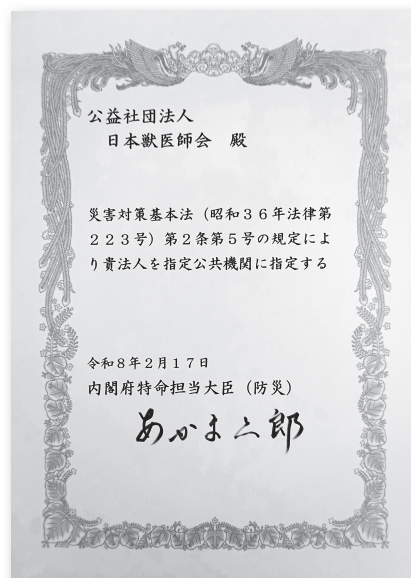


図3 本会宛に交付された指定通知書

関、関係団体と連携し、中核的機能を担うこととなるため。」を指定の理由として指定に向けた本会の見解について照会があり、本会は同年1月26日付けで指定を受ける旨回答した。この結果、同年2月17日付けで指定を受けたものである。

今後、本会は防災業務計画に基づきその責任を果たすことが求められるが、注意したいのは、指定公共機関として指定を受けることで、何らかの優遇措置を受けられたり、会員構成獣医師個人が被災地を訪れる際に便宜が図られたりするものではない、ということである。国や地

域の防災対応の中で、動物の専門家である獣医師が組織する団体として、その知見を活かして前述の指定理由に記載された役割を果たすため、国や地方公共団体との連携のもと、必要に応じて活動することが求められている。

今回の指定は、災害時における獣医療提供の公益性や

獣医師の役割の重要性が認められたものであり、将来に向けて獣医師及び獣医師会には大きな期待が寄せられている。会員構成獣医師の皆様にも、災害への備えと発災時の対応について、各地域の実情に合わせ準備、協力方をお願いしたい。

[参考] 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)抜粋
第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

(略)

五 指定公共機関 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

(略)

(基本理念)

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想

定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。

二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織(住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。)その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

六 災害復旧及び災害からの復興に必要な準備をするとともに、災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

(略)

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのっとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

(略)